

付 議 第 2 号

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する
規則の一部を改正する規則議案

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

高知県教育長 田村 壯児

高知県教育委員会規則第 号

**高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置
 に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立高知北高等学校の項を次のように改める。

高知県立高知北 高等学校	本校	定時制の課程 通信制の課程	普通科 普通科
-----------------	----	------------------	------------

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立高知北高等学校の定時制の課程の衛生看護科（以下この項において「衛生看護科」という。）は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成30年3月31日に衛生看護科に在学する者が衛生看護科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の
設置に関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 一部改正の目的と内容

高知県医師会准看護学院の募集停止に伴う指定技能連携施設の廃止により、高知県立高知北高等学校の学科の改編についての検討を行った結果、衛生看護科を募集停止しようとするものである。

2 施行期日

平成30年4月1日とする。

新 旧 対 照 表

新

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則(抜粋)

本則

県立高等学校にそれぞれ次の分校並びに課程、学科及び科を置く。

学 校	本・分校	課 程	学 科 及 び 科
略	略	略	略
高知県立高知北高等学校	本校	定時制の課程	普通科
略	略	通信制の課程	普通科

旧

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則(抜粋)

本則

県立高等学校にそれぞれ次の分校並びに課程、学科及び科を置く。

学 校	本・分校	課 程	学 科 及 び 科
略	略	略	略
高知県立高知北高等学校	本校	定時制の課程	普通科 看護に関する学科 衛生看護科
略	略	通信制の課程	普通科

参考資料 2

高知県医師会准看護学院の閉校に伴う高知北高校衛生看護科の閉科について

○高知県医師会准看護学院の閉校について

- ・平成 29 年度の募集をもって、閉校（平成 31 年 3 月）となることが 6 月 11 日に決定された。

〈閉校に至った理由〉

- ・平成 27 年度に看護学校 2 校の開校により入学希望者が激減。
- ・准看護師より正看護師の需要が増加。
- ・准看護師の資格取得に 2 年、その後、正看護師の取得に 2 年、合計 4 年かかる。
正看護師を最初から目指した方が、3 年で資格取得できる。

- ・6 月 23 日に、在学生に周知
- ・6 月 30 日より、平成 29 年度募集要項の配布開始（各高校に 1 部ずつ配付）
※募集要項の 1 ページ目に、「生徒募集停止のお知らせ」

○技能連携の廃止及び衛生看護科の募集停止について

高知県医師会准看護学院の閉校に伴い、技能連携を行っている高知北高校定時制衛生看護科も平成 29 年度の募集をもって募集を停止し、閉科となる。

→今後の手続き

- ①教育委員会告示・・・指定技能教育施設の廃止について
- ②教育委員会規則改正・・・高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則

○平成 29 年度入学生について

平成 29 年度医師会准看護学院の入学生については、履修すべき科目を 1 科目でも履修できなければ、必然的に准看護学院を退学となる。

准看護学院を退学となった場合、技能連携を行っている高知北高校の衛生看護科の卒業も不可能となるが、衛生看護科から夜間部・普通科への転科を許可することで、高卒資格がとれるよう配慮する。

○高知北高校衛生看護科 閉科までの経緯

	学年	医師会准看護学院	高知北高校 衛生看護科	学科改編
平成 28 年度		<p>○募集要項に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度の入学生をもって生徒募集を停止し、平成 31 年 3 月末日をもって閉校 ・留年・休学について対応できない状況となる <p>○<u>指定技能教育施設廃止届出書の提出</u></p>	<p>○看護学院が平成 30 年度で閉校となり、技能連携が終了する旨を広報</p>	<p>○技能連携終了の広報</p> <p>○学科改編（衛生看護科募集停止）の付議（9 月予定） 附則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 4 月 1 日施行 ・平成 30 年 3 月 31 日に衛生看護科に在学する者が衛生看護科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。
平成 29 年度	1 年	○平成 29 年度生入学	○平成 29 年度生入学	
平成 30 年度	2 年	<p>○募集停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度入学生の看護単位修得完了 <p>○平成 31 年 3 月末 閉校</p>	<p>○募集停止</p> <p style="text-align: right;">技能連携 終了</p>	
平成 31 年度	3 年	/	<p>○平成 29 年度入学生の看護単位修得完了者のみ 在籍</p> <p>※平成 31 年度で全生徒が卒業した場合は、平成 32 年 3 月末 閉科</p>	
平成 32 年度	4 年	/	<p>平成 32 年度まで生徒が在籍した場合は存続</p> <p>↓</p> <p>○平成 33 年 3 月末 閉科</p>	

※医師会准看護学院の閉校の手続きは、私学・大学支援課が行う